

防衛医科大学校病院規則第4号

防衛医科大学校病院救命救急センター運営規則を次のように定める。

平成7年5月30日

防衛医科大学校病院長 千ヶ崎 裕 夫

防衛医科大学校病院救命救急センター運営規則

改正 平成11年12月27日規則第2号
平成20年9月25日規則第3号
平成23年12月27日規則第7号
平成27年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院救命救急センター（以下「救命センター」という。）の円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 救命センターの任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 初期救急医療施設及び二次救急医療施設から転送された重篤患者の受入れ及び診療
- (2) 救急患者の搬送機関からの重篤救急患者の受入れ及び診療
- (3) 診療科が明確でない二次救急患者受入れの調整及び初期診療
(救急部門)

第3条 救命センターに、救命救急部門及び一般救急部門を置く。

- 2 救命救急部門及び一般救急部門に部門長各1名を置く。

(救命センターの統括責任者等)

第4条 救命センターに、統括責任者として、救命救急センター長（以下「救命センター長」という。）を置く。

- 2 救命センター長は、病院長が指名する者をもって充てる。
- 3 救命センター長は、病院長の命を受け、救命センターの事務を統括するものとする。
- 4 救命救急部門長及び一般救急部門長は、病院長が指名する者をもって充てる。
- 5 救命救急部門長及び一般救急部門長は、救命センター長の命を受け、救命センターの救命救急部門又は一般救急部門それぞれの事務を掌理するものとする。

(診療体制)

第5条 救命センターは、常時診療体制をとるものとする。

- 2 診療は病態に応じ、救急部及び各診療科の医師（診療時間外にあたっては、当直医師）が行うものとする。
- 3 救命救急部門においては、救急部の医師が主として救急蘇生、多発外傷、熱傷、急性中毒、破傷風・ガス壊疽等、急性呼吸不全及びクリティカル・ケアの必要な三次

救急疾患の診療を行うものとする。

4 一般救急部門においては、救急部及び他の診療科の医師が、診療科が明確でない二次救急疾患の各診療科間の調整及び初期診療を行うものとする。

5 救急部以外の診療科においては、前2項に掲げるもののほか、それぞれの専門の病態に応じた診療を行うものとする。

(受入病床)

第6条 各診療科は、救命センターの救急患者の受入れを円滑にするため、病床の確保について協力するものとする。

(医師等の協力)

第7条 救急担当医師及びその他の医療従事者（以下「救急担当医師等」という。）が救急患者に対する対応が困難な場合又は救急担当医師等が救急患者の診療に従事している間に、新たに救急患者の受入れの要請があり、救急担当医師等のみによっては対応が困難な場合は、他の医師等に協力を求めることができるものとする。

この場合においては、協力を求められた医師等は、協力するものとする。

(救命センターの運営委員会)

第8条 救命センターの円滑な運営を図るため、別に定める運営委員会を設置するものとする。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、救命センターの運営に関し必要な事項は、統括責任者が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。